

写

令和6年8月22日

香川労働局長
栗尾保和 殿

香川地方最低賃金審議会

会長代理 東 圭介



当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和6年8月22日貴職から、8月6日付け香川県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する香川県労働組合総連合からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和6年8月6日付け答申どおり決定することが適当である。